

羽 市 こ 第3558号
令 和 4 年 3 月22日

保護者 各位

羽曳野市市長公室こども未来室こども課

まん延防止等重点措置期間終了後の保育施設等の利用に係る利用者負担額等の取扱いについて

平素より本市教育保育行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る、まん延防止等重点措置の発令を受け、本市では家庭保育にご協力いただいた方には、日数に応じて利用者負担額等の日割りでの減額を行っているところですが、このたびのまん延防止等重点措置解除により、令和4年3月21日をもって日割りでの減額を終了いたします。

なお、終了後も新型コロナウイルス感染症に伴い保育施設等が休園（臨時休園含む）等となった児童、保健所により感染者または濃厚接触者と指定された児童等の利用者負担額等につきましては、それぞれの期間に応じ日割りにて減額します。具体的には下記のとおりとなります。

記

1.減額の対象者

- ① 市が臨時休園等を要請した施設の入所児童
- ② 保健所より感染者または濃厚接触者と指定された児童
- ③ 同居家族が保健所の指示によりPCR検査を受け、検査結果が判明するまで家庭保育を行った児童

2.対象期間

- ① の対象者…臨時休園等の期間
- ② の対象者…施設が指定する期間
- ③ の対象者…同居家族が保健所の指示により、PCR検査を申込んだ日から検査結果が判明する日までの期間

3.対象となる費用

保育料(給食費については各施設にお尋ねください。)

4.申請方法

- ①の対象者…申請は不要です。
- ②及び③の対象者…申請が必要です。

※入所施設にて「新型コロナウイルス感染症に伴う利用者負担額等減額申請書」をお受け取りいただき、施設にて証明欄に記入いただいたうえで申請してください。

5. 減額後の利用者負担額等の計算式

【保育料】

月額保育料 × 対象となる期間を除く開所日数 ÷ 25 日 ※(10 円未満切り捨て)

【給食費】

各施設にお尋ねください。

6. 利用者負担額等の返還方法

保育料…一旦、利用者負担額等を全額納めていただき、日割計算した減額後との差額を翌月分等に充当します。充当先がない場合は還付いたします。

給食費…各施設にお尋ねください。

上記取扱いについては、令和4年3月 22 日時点でのものとなります。

今後の国等の方針により、変更する場合があります。

(お問合せ)

羽曳野市市長公室こども未来室

こども課 教育保育給付担当

TEL 072-958-1111 (内線 1231, 1233, 1235, 1254)